小規模企業者のための保証制度

岐阜県小規模企業資金融資保証

県小ロZ

１．ご利用いただける方

従業員が２０人（商業・サービス業は５人（※））以下の事業者

（※）政令特例業種（宿泊業、娯楽業）は２０人以下

２．お借入の限度額

２，０００万円

既存の保証付借入の残高と合算して２，０００万円以内

３．融資利率

年１．０％

４．信用保証料率

利用者負担は年０．５％～年１．１％

原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要、
また担保も要しません。
＊経営者保証を不要とする場合、利用者の保証料負担が
最大 0.45％上乗せされます。

小規模企業者を

応援します！！

お近くの商工会議所・商工会、お取引金融機関または当協会相談窓口へお気軽にお問合せください。

岐阜県信用保証協会

当協会へお問い合わせされる際は、
右記 QR コードを読み取ってご確認ください。

「県小口Ｚ」の概要

ご利用いただける方	県内に事業所を有し、１年以上継続して事業を営み、常時使用する従業員が ２０人（商業・サービス業は５人（※））以下の事業者。 （※）政令特例業種（宿泊業、娯楽業）は２０人以下
保証限度額	**運転資金または設備資金　２，０００万円** 既存の保証付借入の残高と合算して２，０００万円以内
保証期間	**運転資金７年以内、設備資金１０年以内（据置期間は１年以内）**
融資利率	**年１．０％**
信用保証料率	**利用者負担　年０．５％～年１．１％** ただし、特別小口保険（☆１）やセーフティネット保証（☆２）をご利用の場合、 利用者負担は年０．６５％となります。 ＊経営者保証を不要とする場合、利用者の保証料負担が最大 0.45%上乗せされます。
連帯保証人	個人は原則不要、会社等は原則法人代表者のみです。 なお、特別小口保険にかかる保証は、連帯保証人を要しません。
担保	要しません。
申込窓口	県内の商工会議所、商工会、または金融機関にお申込みください。

（☆１）特別小口保険：小規模企業者が対象となる限度額２，０００万円の信用保険です。
岐阜県内において同一の業種に属する事業を保証申込の日以前１年以上引き続き行うかた（居住要件）であって、源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税のいずれかについて納期が到来した税額があって、かつ、完納していること（納税要件）が必要となります。

（☆２）セーフティネット保証：経済環境の悪化等により経営の安定に支障が生じている中小企業者について、国の指定に基づき通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。ご利用にあたっては、市町村長の認定を受ける必要があります。

（ご注意）
このパンフレットは、一切の信用保証・ご融資をお約束するものではありません。
金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の
金融円滑化のために設立された公的機関です。

（令和７年４月１日時点）